

第9章

貿易関連投資措置

1. ルールの外観

(1) ルールの背景

1980年代後半以降、世界各国の海外直接投資は大きな伸びを示したが、投資受入国、特に開発途上国においては、自国産業の保護・育成、外貨流出の防止等の観点から、外国からの投資受け入れに際し、様々な要求が行われる場合がある。

このような要求の例としては、ローカルコンテンツ要求（国産品の購入又は使用の要求）、使用部品の製造要求、輸出入均衡要求、国内販売要求、技術移転要求、輸出要求（生産量の一定割合を（特定の地域に）輸出することに対してインセンティブを与えるもの）、出資比率規制、為替規制、送金規制、ライセンスング要求、雇用規制等が挙げられる。これらの投資措置の一部は、強い貿易歪曲効果を有し、GATT第3条及び第11条に反するため禁止されている。

投資規制に関する国際規範は従来から存在するが、ウルグアイ・ラウンド交渉が終結するまでは、規律内容及び対象国の点で限定的なものにとどまっていた。例えば、経済協力開発機構（OECD）の「資本移動の自由化に関するコード」において、加盟国は直接投資について幅広い自由化義務が課されているが、係る義務については、各国は自由に留保を付すことができるようになっており、実際に各国は多くの留保を付している。また、二国間条約等においても、投資一般について最恵国待遇を約束しているものはあるが、内国民待遇まで認めているものは多くない。1994年11月に採択されたAPECの投資原則は、最恵国待遇及び内国民待遇を含め、投資全般に関するルールを定めたものであるが、拘束力を有しないものである。

(2) 法的規律の概要

1947年のGATTにおいても、内国民待遇付与の規定や数量制限禁止の規定に違反する投資措置は禁止されていたが、禁止される措置の範囲については明確ではなかったため、ウルグアイ・ラウンドでは、貿易に関連する投資措置（Trade-Related Investment Measures、略して「TRIMs」）の規律の在り方が議論され、WTO協定の附属書1A：物品の貿易に関する多角的協定の一部として「貿易に関連する投資措置に関する協定」（TRIMs協定）が合意された。同協定は、輸入産品を課税、規則等の面で、国内産品に比べ差別的に取り扱ってはならないとするGATT第3条の内国民待遇及び第11条に規定される輸出入数量制限の一般的禁止に違反するTRIMsの禁止を規定し、特にローカルコンテンツ要求、輸出入均衡要求、為替規制及び輸出制限（国内販売要求）といった措置（図表Ⅱ-9-1）をTRIMs協定の附属書の例示表に示して明示的に禁止した。また、禁止の対象となる投資制限措置には、法律等により強制的に課されるもののほか、他の優遇措置（補助金、免税等）を得るための条件とされるものも含まれることを規定した（図表Ⅱ-9-1に示されたTRIMsは、あくまで例示であり、TRIMs協定により禁止されるものはこれらに限定されるものではない）。同協定は、加盟国に特に新しい義務を課すものではないが、1947年のGATT上の義務が明確化されることによって、各国の措置のGATT整合化が促進されることが強く期待されている。WTO協定発効後、当該措置の実施国は、図表Ⅱ-9-2に該当する場合を除き、所定の経過期間内に措置の是正を要求されることとなる。

<図表 II-9-1>明示的に禁止された TRIMs の例

①ローカルコンテンツ要求	進出企業に対して、国内製品の購入・使用を要求する措置。特定の製品、製品の数量若しくは価格又は当該企業の現地生産の数量若しくは価格の比率のいずれを定めているかを問わない。（GATT第3条第4項違反）
②輸出入均衡要求	進出企業に対して、輸入品の購入・使用を、自社の輸出額や輸出量に応じた額に限定する措置。（GATT第3条第4項違反）
	進出企業に対して、国内生産に使用される製品の輸入を、一般的に又は自社の輸出額や輸出量に応じた額に制限する措置。（GATT第11条第1項違反）
③為替規制	進出企業に対して、自社の輸出額や輸出量に応じた額に外貨の調達を制限することなどにより、生産に使用される製品（部品等）の輸入を制限する措置。（GATT第11条第1項違反）
④輸出制限	進出企業に対して、現地生産した製品等の輸出又は輸出のための販売を制限する措置。特定の製品、製品の数量若しくは価格又は当該企業の現地生産の数量若しくは価格の比率のいずれを定めているかを問わない。（GATT第11条第1項違反）

<図表 II-9-2>TRIMs 協定の例外的規定

①経過期間	協定に適合しないTRIMs（当該TRIMsは協定発効後90日以内に通報することを要する）については、先進国は2年、開発途上国は原則5年、後発開発途上国は原則7年以内に撤廃する。
②開発途上国例外	開発途上国は、実施しているTRIMsがGATT第3条又は第11条違反を構成するものであったとしても、開発途上国における経済開発の必要性に鑑みて一定の例外を認めるGATT第18条の規定に適合していれば、当該TRIMsを維持することができる。
③衡平規定	TRIMsを課されている既存企業が競争上不利とならないように上述①の経過期間中は新規の投資企業に対しても同等のTRIMsを適用することができる。

（3）TRIMs 撤廃期限の延長

TRIMs 協定は、WTO 協定発効日から 90 日以内に、TRIMs 協定に適合しない TRIMs を物品理事会に対して通報することを加盟国に対して義務づけ（第 5.1 条）しており、27 か国から TRIMs の存在が通報された（WTO 設立後に加盟したメンバーによる TRIMs の通報については後述）。

各国は、第 5.1 条に基づき通報した TRIMs を所定の経過期間内に廃止する義務を負っており（第 5.2 条）、上記の通報国については、延長が物品理事会によって決定されない限り（後述）、原則として、1999 年末をもって経過期間が満了した。

しかし、廃止につき特別の困難があることを立証する開発途上加盟国（後発開発途上国を含む。）については、要請に基づき、物品理事会が、通報した TRIMs に係る経過措置を延長できる（第 5.3 条）。2001 年 11 月、チリ、アルゼンチン、コロンビア、フィリピン、メキシコ、マレーシア、パキスタン、ルーマニア及びタイについては、2003 年 12 月末（ただし、ルーマニアについては同年 5 月末、フィリピンについては同年 6 月末）まで TRIMs 撤廃の経過期間を延長することが決定された（延長決定に至る経緯の詳細については 2014 年版不公正貿易報告書 372 頁以下を参照）。

2001 年 11 月に延長決定された各国の TRIMs に

関し、アルゼンチン、チリ、コロンビア、タイ、メキシコ、マレーシア、ルーマニアは、予定どおり 2003 年末までに TRIMs を撤廃した。他方、フィリピンは、自動車に関するローカルコンテンツ要求及び為替規制について段階的に削減し、2003 年 7 月 1 日をもってそれぞれ 0%としたが、その他に 60%のローカルコンテンツ要求をしている分野があり、関連政令の施行は停止されているものの撤廃には至っていない。パキスタンは、自動車分野におけるローカルコンテンツ要求について、同年 12 月に再度 2006 年 12 月末までの延長申請を行ったが、2006 年 3 月の物品理事会において、当該延長要請の公式撤回を希望する（残存している一部の TRIMs については撤廃する意向である）旨の発言を行った。その後、問題のあった「Deletion Program」は 2006 年 7 月で廃止、代わって「Tariff Based System」が導入された。ただし、この措置は地場自動車メーカー用 CKD 部品には 35%、それ以外は 50%の関税を課すなど、現地化を促す内容となっており、事実上の「ローカルコンテンツ」要求である可能性がある。以上のとおり、第 5.1 条に基づき WTO 協定成立直後に通報された TRIMs は現在では原則として撤廃されているものの、必ずしも全ての措置について明確に撤廃が確認されているわけではない点に留意が必要である。なお、2005 年 12 月の香港閣僚宣言では、後発開発途上国の TRIMs について、同宣言 30 日後から約 2 年以内に物品理事会に通報された既存の措置は 2012 年 12 月 18 日まで維持することができ、同宣言後新規に導入された措置で、導入後 6 ヶ月以内に物品理事会に通報されたものは最長 5 年間維持できるが、いずれの措置も（物品理事会の決定により延長されたとしても）2020 年には撤廃されなければならないとされた。しかし、これまで同宣言に基づく TRIMs の通報は行われていない。

近年 WTO 新規加盟国が加盟議定書に基づく TRIMs の通報を行った例として、2013 年 1 月、ロシアが WTO 加盟に際して、協定に整合しない TRIMs として、自動車分野における「工業品組み立て」投資規制を加盟国に対して通報していた。本 TRIMs は、ロシアが加盟議定書によって、2018 年 7 月 1 日までに撤廃する旨約束したうえで留保したものである。また、2015 年 11 月、カザフスタンが WTO 加盟に際して、石油・ガ

ス・鉱業セクター及び自動車分野における協定非整合な TRIMs を通報しており、前者は 2021 年 1 月 1 日までに、後者は 2018 年 7 月 1 日に撤廃することを約束した。

(4) TRIMs 委員会

TRIMs 協定の運用及び実施に関する事項を加盟国間で議論する場として、同協定に基づき TRIMs に関する委員会 (TRIMs 委員会) が設置されている (第 7 条)。同委員会は、2012 年以降は定期的に年 2 回開催されており、物品理事会に与えられた任務¹を遂行し (第 7.2 条)、物品理事会に対する年次報告を行う (第 7.3 条) 他、TRIMs 協定に非整合的である可能性がある加盟国の個別具体的な措置に関して、加盟国間で継続的な意見交換を行う場として活用されている。

(5) 経済的視点及び意義

TRIMs は、短期的には、実施国にとって産業保護・育成の手段となり、また、国際収支の悪化に歯止めをかける効果があると考えられることから、開発途上国を中心に実施されてきた。また、先進国による自由な投資を制限する一面があるものの、同時に開発途上国の産業発展の基盤整備に資する側面もあり得る。

しかしながら、中長期的には、自由な投資活動を阻害することによって、当該国の経済発展に悪影響を及ぼす可能性が大きい。例えばローカルコンテンツ要求措置として、進出する製造企業が現地国産部品の使用を義務づけられた場合、当該措置の実施国の部品産業は十分な競争にさらされることなく生産を行うこととなり、国際競争力が高まらないだけでなく、進出企業にとっても高品質で割安な輸入品を使用できないため、結局完成品の国際競争力が向上しないといったような問題が起こる可能性がある。更に、当該国内の消費者もコストの高い製品の購入を余儀なくされるという不利益があり、それがゆえに国内需要の拡大も阻害され、結果として当該国の経済の発展にマイナスとなる可能性がある。

¹ 過去に物品理事会が TRIMs 委員会に授権した任務としては、2002 年～2007 年までに行われた TRIMs 協定 4 条及び 5.3 条に関する開発途上国に対する特別かつ異なる待遇 (S&D) の提案の検討がある。

2. 主要ケース

(1) インドー自動車政策 (DS146 (175))

1997年12月、自動車産業に対して製造業者と商業省との間で、新ガイドラインに基づく覚書(MOU)の作成・署名を義務づける等を内容とした新自動車政策を発表した(商工省通達 No. 60)。本政策中には、TRIMs 協定に照らし以下の問題点が含まれている。すなわち、最初の輸入部品(CKD、SKD)の輸入通関日から3年以内に50%、5年以内に70%の国内部品調達率の達成が義務づけられているほか、自動車ないしは同部品の輸出義務が操業3年目から課され、4年目からは、その輸出義務達成度に応じて輸入部品(CKD、SKD)の輸入量が規制されることとなっており、輸出入均衡要求が含まれている。なお、インドは、本政策発表以前から合併自動車企業に対し、自動車部品の輸入に係る輸入許可証の発行条件として、法に基づかない行政指導としてローカルコンテンツ要求や輸出入均衡要求を含む覚書(MOU)の締結を求めている経緯があり、これも TRIMs 違反の疑いが強い措置であったが、上記新自動車政策は、同行政指導を制度化したものである。

1998年10月には、EU が協議要請を行い、我が国は米国とともに本協議に第三国参加を行った。同年12月に第1回協議が開催されたが解決には至らず、2000年11月、EU の要請によりパネルが設置され、日本は第三国として参加した。また、1999年6月には米国が協議要請を行い、我が国は、EU とともに第三国参加を行った。同年7月に第1回協議が開催されたが解決には至らず、2000年7月、米国の要請によりパネルが設置され、日本をはじめ EU、韓国が第三国参加した。同年11月末、これら2件のパネルは単一パネルに併合された。

インドは、本件に先立って、米国より WTO 協議・パネル設置要請された自動車を含む特定品目に係る輸入制限措置の上級委員会での敗訴を受けて、1999年12月、2001年4月1日までに輸入制限を撤廃する旨米国との間で合意しており、これを受けて、2000年4月1日より714品目の、2001年4月1日

より715品目の数量制限措置を撤廃した。そして、係る措置撤廃を受けて、商工省通達 No. 60 を2001年9月に廃止したが、2001年3月31日までに発生した輸出義務は継続しており、本政策は完全に撤廃されたとは言えない状況であったところ、上記単一パネルは、同年12月に商工省通達 No. 60 及びこれに基づいて締結された MOU が、GATT 第3条、第11条に違反すると判断した。パネル報告書の内容を不満とするインドは、2002年1月31日、上級委員会に上訴したが、同年3月14日上訴を取り下げた。

その後、インド政府は同年8月、2001年3月末までに発生した輸出義務の履行についても廃止を行い、本件自動車政策は完全に撤廃された。

(2) カナダ・オンタリオ州による太陽光パネル等に関するローカルコンテンツ要求(国産品優先補助金) (DS412、426)

カナダ・オンタリオ州は2009年5月「グリーンエネルギー及びグリーン経済法(“Green Energy and Green Economy Act, 2009”)」を制定し、太陽光・風力・バイオマス等の再生可能エネルギーを促進するためにかかるエネルギーの固定価格買取制度(フィード・イン・タリフ(FIT)制度)を導入した。同州は、発電事業者がFIT制度に参入する場合の条件として、一定の価値がオンタリオ州内で付加された太陽光発電設備や風力発電設備を使用することを義務づけた。

本措置により、同州内においてFIT制度に参入しようとする事業者に、ローカルコンテンツ要求を満たすため、輸入品よりもオンタリオ州産の太陽光パネル等を購入するインセンティブが生じ、輸入品が競争上不利に扱われている。

日本政府は、カナダ・オンタリオ州政府によるこうした措置は、国内産品と輸入品を差別的に扱うことを禁じたGATT第3条(内国民待遇義務)、TRIMs協定第2条及び国産品優遇を条件に補助金を交付することを禁止した補助金協定第3.1条(b)に違反するとして、2010年9月にWTO紛争解決手続了解に基づく

二国間協議要請を行った。さらに、2011年6月にはパネル設置要請を行い、2012年12月、パネルの最終報告書が公表された。同報告書は、我が国の主張を概ね認め、カナダがGATT第3条及びTRIMs協定第2条等に違反して不当な州産品優遇を行っている旨の判断を示した。その際、GATT第3条第8項(a)に規定される政府調達例外はTRIMs協定第2条にも適用されるとした（本件措置がGATT第3条第8項(a)に該当しない旨の判断につき、第II部第2章2.主要判例（5）参照）。ただし、補助金協定第3条違反（禁止補助金）については、補助金認定の要件となる利益の存在が立証されていないとして違反を認定しなかった。2013年2月、カナダはパネル判断を不服として上訴し、同年5月、上級委員会報告書が発出された。上級委員会報告書は、結論においてパネル報告書の判断を支持し、GATT第3条及びTRIMs協定第2条違反を認定する一方で、

補助金協定第3条違反は立証不十分として認定しなかった。

（3）ブラジルによる自動車に関するローカルコンテンツ要求（工業製品税の条件付き減税（国産品優先補助金））（DS472、497）

第I部第11章参照。



国産化と技術獲得

ローカルコンテンツ要求等の国産品優遇策は、国内産業振興・産業国産化のための古典的手段であるが、特に近年、政府及びその関連部門の調達において国産品を優遇する措置が増えている。こうした国産品優遇策は、外国企業の貿易・投資活動への障害となる上、企業の意向に反する形での技術移転の強要にも繋がりがねない点で問題が大きい。本コラムでは、国産化と技術獲得に関する各国の特筆すべき動き及び関連する国際ルールについて紹介する。

1. 新たな国産化の動き

(1) 中国

中国では、政府及びその関連部門による調達及び各種の産業政策において、国産品を優遇する動きが見られる。最近では、中国は、政府部門又は重要情報インフラ運営者が調達する複合機やプリンター等の事務機器とその重要部品について中国での設計・開発・生産を求める内容の国家標準を策定中との報道もある。

(ア) 政府調達法改正

第一部中国編の「政府調達」の項目を参照。

(イ) 非公開の内部文書による国産品優遇

第一部中国編の「政府調達」の項目を参照。

(ウ) 政府調達における国産品の優先利用

2003年に施行された政府調達法に基づいて、2007年には政府調達輸入産品管理弁法¹が制定さ

れ、同弁法第4条で「政府は、国産品を購入するものとし、輸入品を購入することが真に必要な場合は審査及び管理を行うものとする」とし、第8条で輸入品調達の審査の際に申請書、5人以上の専門家の意見書等が必要であると規定している。

本弁法を受けて、陝西省、雲南省昆明市、浙江省、杭州市、安徽省等、中国の一部の地方政府は政府調達において、やむを得ない場合を除き、国産品を優先的に採用し、輸入産品を購入する際には申請書、専門家の意見書等が必要であるとの旨の通知を出している²。

(エ) 首台重大技術装備の普及及び応用指導目録

2016年に工業信息化部が、国内産業に不足または空白の技術設備を重点的に育成し普及させ、中国製造2025を実装することを目的として、『首台重大技術装備の普及及び応用指導目録』³を公布した。指導目録に掲載されている技術装備で認定された企業は優先的政府調達の対象になることや、燃料や電力などのインフラの供給、知的財産権の許認可や資金調達、税金、保険などにおける特別優遇策を受けられるとされている。

いくつかの地方政府では、中央政府の首台重大技術装備認定目録を踏まえて独自の認定目録を策定しており、このうち例えば広東省⁴、深圳市⁵の首台重大技術装備認定目録では、自主化率（自前の知財又は国産部品価格）が70%以上の製品が目録掲載対象となり、対象となった製品については販売価格を3割補助する旨等の記述がなされている。

¹ 政府調達輸入産品管理弁法

http://www.gov.cn/ztl/kjfzgh/content_883643.htm

² 地方政府の各通知

陝西省 http://sxwjw.shaanxi.gov.cn/sy/ztl/jjglzdt/gzdt_4836/202106/P020210615626311397392.pdf

³ 工業信息化部による目録はその後も改訂版が出ており、最新版は2019年12月に公布された2019年版の目録【2019年版】

https://www.miit.gov.cn/jgsj/zbes/wjfb/art/2020/art_48540fba42264fc896b33e07491b863d.html

⁴ 広東省首台重大技術装備応用指導目録

http://gdii.gd.gov.cn/jmwfg/content/post_3582384.html

⁵ 深圳市首台重大技術装備応用指導目録

http://gxj.sz.gov.cn/xxgk/xxgkml/qt/tzgg/content/post_10379774.html

地方政府のほか、国家エネルギー局もエネルギー分野に関する独自の認定リストを策定している。

http://www.nea.gov.cn/2021-12/22/c_1310388108.htm

なお、中国財務部は、2021年10月に、「政府調達における内外資企業の平等な取り扱いの実現」に関する通知を公布し、中国国内で生産された製品は、内外資企業を平等に扱うと発表している。しかし、中国米商會白書などによれば、2019年より「安可（安全可控）」あるいは「信創（信息化応用創新）」と呼ばれる制度を施行されたとの情報がある。この制度では、政府調達の推奨企業・製品リストに掲載されたもののみ政府調達に採用されることになっており、外国製輸入品のみならず外資企業の現地生産品も政府調達から排除される可能性がある。第一部中国編の「政府調達」の項目を参照。

(2) インドネシア

インドネシアは、従来から輸入制限とローカルコンテンツ要求を頻繁に実施し、該当品目ごと輸入代替と国内産業振興をはかる施策が見られた。近年では、公的調達関連で国産化比率を指定し幅広く国産品を優遇する動きが見られる。

(ア) 国産品優先（P3DN）政策

インドネシア政府は、2018年より、産業競争力強化に関する政令2018年第29号に基づき、国産品優先（P3DN）政策を実施している。具体的には、原材料、労働力、製造間接費などの生産要素・コストに基づき、インドネシア国内の要素をどれだけ使用しているか（＝「TKDN」と呼ばれる国産化率）を算出し、政府調達品について、国産化率の証明を要するという内容となっている。政府調達品については、国産品を使うことが義務とされており、国産化比率が40%を満たす場合に、国産品であると認められる。なお、同義務の適用対象となる政府調達の主体には、中央政府及び地方政府に加えて、国営・公営企業などの公共事業体も含まれている。

(イ) 産品・産業ごとのローカルコンテンツ要求

政府やその関連部門による調達に限らず、インドネシア政府は、従来から多様な製品について、下記の通り国産品を優遇する措置をとっている。

(i) LTE機器のローカルコンテンツ要求・強制規格

(ii) テレビ等の「国内コンテンツレベル」要求（以上、第一部ASEAN編インドネシア「貿易関連投資措置」の項目を参照）

(iii) 小売業に対する国産品・サービス等提供要求（同第一部ASEAN編インドネシア「内国民待遇義務」の項目を参照）

(iv) 国内鉱物資源の活用における現地労働力・物品の使用義務づけ（同第一部ASEAN編インドネシア「数量制限」の項目を参照）

(3) 米国

米国のバイ・アメリカン関連ルールについては、第一部米国編の「政府調達」の項目を参照。

2. 関連する国際ルール

上記のような国産品優遇措置は、既存の国際ルールとの関係では、主にローカルコンテンツ要求と、技術移転要求の二つの側面が問題になる。

(1) ローカルコンテンツ要求

(ア) WTO協定

(i) 内国民待遇義務に関する諸規定

① 内国民待遇原則

一般論として、国産品を輸入品よりも優遇する措置は、GATT第3条4項及びTRIMs協定第2条第1項が規定する内国民待遇義務に違反する可能性が高い。また、サービス提供に影響を及ぼす措置の場合、GATS第17条1項の内国民待遇義務違反にあたる可能性もある。さらに、問題となる措置が強制規格にあたる場合、TBT協定第2条1項の内国民待遇義務にも違反する可能性がある。また、同条第2項では、正当な目的を達成するために必要である以上に貿易制限的な強制規格の立案、制定及び適用は禁止されている。

② 政府調達例外

他方で、GATT、GATS及びTBT協定には、条文の表現は多少異なるものの、いずれも「政府用として」の「政府機関による調達」に関する例外規定が存在する（GATT第3条8項(a)、GATS第13条1項、TBT協定第1条4項）。TRIMs協定も、GATTの全ての例外規定を準用している（TRIMs協定第3条）。よって、これら政府調達例外に該当する場

合、上記内国民待遇義務の諸規定は適用されないことになる。(厳密には、WTOの政府調達協定第4条にも内国民待遇義務が規定されており、政府調達において国産品を優遇する措置は同条に抵触する。しかし、同協定はWTO協定の一括受諾の対象とされておらず、個別に同協定に加入した国のみがこれに拘束される。1. に例示した中国、インドネシアは、2023年2月末時点で同協定未加入(中国は加入交渉中))。

したがって、これら政府調達例外の規定の外延・射程が問題となる。関連する先例は少ないが、GATT第3条8項(a)の例外に該当するためには、政府調達の対象製品と差別されているとされる輸出品が競争関係にある必要があると判断したものが⁶がある。また、2022年7月25日に発出された初のMPIA準拠による仲裁判断では、GATT第3条8項(a)例外にいう「産品」を「購入」する主体は「政府機関」に限定されないが、「政府機関による調達」のために購入される産品である必要があるとされた⁷。「調達」の主体たる「政府機関」の範囲については、解釈は示されていないが、「政府用」であるか否かの判断基準について、「長期的にみて損失を出さないか」等を提示した判断例⁸もある。

上記1. で述べた中国やインドネシアの措置は、中央政府や地方政府のみならず、重要インフラ運営事業者や国有企業など、公的セクターに關与する幅広い主体による調達に適用される。したがって、これらの措置は、「政府用」「政府機関による調達」という要件においてGATT第3条8項(a)政府調達例外の適用範囲を超えている可能性が高い。この点では、これらの措置はやはりGATT第3条4項の内国民待遇義務に抵触し、政府調達例外では正当化されない可能性がある。

(ii) 補助金協定

補助金協定は、「政府又は公的機関」による特定企業・産業に対する資金面での貢献であって受給者に利益をもたらすものを広く規制対象とす

る。この規律は内国民待遇義務の諸規定とは別個の規律であって(GATT第3条8項(b)参照)、政府調達例外では除外されない。

そして、政府調達における国内品優遇が、国内品・サービスに対して支払われる対価・報酬を上乗せする効果をもたらす場合、それ自体「利益」性ある補助金ともいえ、その設計・目的の如何によっては他の加盟国に貿易上の悪影響を与えんとして撤廃を要する(補助金協定第7.8条)か、相殺措置(同協定第10~23条)の対象となりうる。また、上記1. の中国の規制のように、政府機関の枠を超えた幅広い取引主体に対して国内品の「調達」を要求する規制の場合、その遵守の見返りとして当該「調達」主体に対して税制優遇・還付などの便益が供与されることもある。この場合、当該「調達」の主体が公的機関でないとするならば、むしろ市場参加者による国内品の購入に対して与えられる補助金と構成することもできる。このような補助金は、いわゆるローカルコンテンツ補助金(補助金協定第3.1条(b))として一律禁止の対象である(同協定第3.2条、4.7条)。

(iii) 中国加盟議定書(对中国特有の規律)

中国の場合、別途中国加盟議定書第7条第3項において、法令・規制・その他の措置を通じた国産品使用要求が禁止されている。GATT、GATS、TRIMs、TBT協定とは異なり、中国加盟議定書には、政府調達に関する例外規定は存在しない。GATTの政府調達例外が中国加盟議定書に適用されるかどうかについて判断を示した先例はないが、GATTの一般例外(GATT第20条)を中国加盟議定書に適用できるかが争われたことがある。先例では、条文の具体的文言がGATT20条の適用を予定したものであるか否かが判断基準となっている⁹。仮に中国の国産品優遇措置と中国加盟議定書第7条第3項との関係がWTO紛争解決手続で争われた場合、同項の文言がGATT第3条8項(a)の適用を予定したものかどうか論点となる可能性が高い。

⁶ 上級委報告書、カナダー再生可能エネルギー発生セクターに関する措置(DS412) / カナダー固定価格買取制度に関する措置(DS426)

⁷ MPIA 仲裁判断、コロンビアー冷凍フライドポテトに関するAD措置(DS591)

⁸ 上級委報告書、カナダー再生可能エネルギー発生セクターに関する措置(DS412) / カナダー固定価格買取制度に関する措置(DS426)

⁹ 第二部「正当化事由」参照。

(イ) 経済連携協定（投資章）・投資協定

1. に記載したような国産品優遇措置は、日本が締結した経済連携協定中の投資章・投資協定（以下、これらを併せて「投資関連協定」という。）の規律にも抵触する可能性がある。具体的には、主に、以下の規律との関係が問題となる。詳細は、2021年度版不正貿易報告書の「ローカルコンテンツ要求の協定整合性判断基準」に関するコラムを参照。

(i) 特定措置の履行要求の禁止

日本が締結した投資関連協定の多くには、投資受入国である締約国が、締約国の投資家の投資活動に関連して、特定措置の履行を要求することを禁止する規定（特定措置履行要求禁止規定）が含まれており、それらの中には、ローカルコンテンツ要求が禁止される措置として規定されている例もある。例えば、一方締約国が、締約国の投資家の投資業活動に関連して、当該一方の締約国の国産品を輸入品に優先して購入・利用等することを求めるような場合には、そのような行為が特定措置履行要求禁止規定に抵触する可能性がある。ただし、いわゆる自由化型の投資関連協定においては、政府調達について、特定措置の履行要求の禁止の例外とする規定が置かれていることが多い点には留意が必要。

(ii) 内国民待遇義務

日本が締結した投資関連協定の多くには、同様の状況下にある相手国の投資家又はその投資財産に対して国内投資家又はその投資財産よりも不利な待遇を与えることを禁ずる規律（内国民待遇義務）がある。仮に、日本の投資家の方が、外国（投資受入国）の国産品を優遇する措置によって、同国の投資家よりも不利な待遇を受けていれば、投資受入国の行為について内国民待遇義務違反が成立する可能性がある。ただし、いわゆる自由化型の投資関連協定においては、政府調達について、内国民待遇義務の例外とする規定が置かれていることが多い点には留意が必要。

(iii) 公正衡平待遇義務

公正衡平待遇義務とは、投資受入国が外国の投

資家に対して一定の水準の待遇を与えなければならないことを義務付けるものであり、日本が締結した多くの投資関連協定に規定されている。公正衡平待遇義務は、内国民待遇や最恵国待遇が他の投資家に対する待遇との関係で相対的に内容が決定されるのに対して、絶対的に維持すべき一定の水準の待遇を規定するものであり（そのため、内外無差別の措置であっても、公正衡平待遇義務違反を構成し得る。）、その義務の具体的内容は、各投資関連協定の趣旨・目的、関連条項の文言や文脈、個別具体的な事情等によって決定されるものである。したがって、国産品優遇措置が直ちに公正衡平待遇義務違反となるわけではないが、投資家が投資後に国産品を輸入品に優先して使用することが求められたことが、投資家が投資時に投資受入国の特定の表明等から生じる「正当な期待」に反するものである場合等、事案によっては、公正衡平待遇義務違反が成立する余地がある。

(2) 技術移転要求

国産品優遇措置により、外資系企業が、現地での生産を余儀なくされ、現地企業や現地政府への技術流出のリスクが高まる可能性がある。こうした観点から、国産品優遇措置は、技術移転要求に関する規律にも抵触する可能性がある。

現行のWTO協定、投資関連協定においては、以下のような技術移転に関する規律が存在する。

(ア) WTO 協定

中国加盟議定書では、政府による物品輸入承認・投資の権利配分が、技術移転に条件付けられないことを確保することを追加的に約束している（中国加盟議定書第7条第3項）。

(イ) 投資関連協定

日本が締結している投資関連協定のうち、CPTPP、日英EPA、RCEP等の近年締結されたものにおいては、投資活動に関連して技術移転を強要することが禁止されているものが多く見られる。また、日中韓投資協定には、「不当な又は差別的な措置」という条件が付されているものの、技術の移転についての特定措置の履行要求

に関する規定がある。なお、第三国の協定ではあるが、米中第一段階合意では、投資の条件とする場合に限らず、技術移転の強要自体が禁止されている。

3. 今後の課題

上記の通り、近年の政府調達及びその関連の公共部門の調達における国産品優遇措置は、既存の国際ルールに照らしても違反する可能性が高いが、同時に、既存の国際ルールの課題・限界にも留意が必要であろう。まず、WTO協定上の内国民待遇義務には、政府調達に関する例外規定が存在し、その射程・外縁は必ずしも明らかではない。そして、例外規定で除外された政府調達関連措置を直接に規律するはずの政府調達協定は、WTO加盟国の一括受諾の対象とされておらず、自主的に加入しない限り、同協定における内国民待遇義務その他の義務を負わないことになる。さらに、別途補助金に関する補助金協定の規律は存在するものの、「利益」性その他の立証のハードルは高い。また他方、投資関連協定の特定措置の履行要求の禁止、内国民待遇義務、公正衡平待遇義務との関係は、それぞれ一定の要件（投資活動に関し、国産品の購入、利用等の要求を課すこと、投資受入国の投資家よりも不利な待遇を与えられていること、正当な期待に反する措置がとられたこと等）を充足する場合にのみ援用可能であるところ、投資受入国に対してどのようにその援用を主張し、措置の撤廃・改善につなげるかという点でまだ未知数の部分が多い（紛争解決手続に要する期間が長い、判断の予測可能性が低い、多くの投資協定では仲裁廷が判断することができる事項を

金銭賠償に限定している等）。

上記課題への対応として、個別の制度・措置やその実務的影響に関する情報を収集し、現行ルールで違反を主張できるだけの証拠を積み上げる努力は当然に必要である。例えば、技術移転要求に関する規律との関係では、実態として技術を移転せざるを得ない状況に追い込まれることが、中国加盟議定書や経済連携協定・投資協定で禁止されている技術移転の強要に相当するののか、個別具体的な証拠の収集が必須となる。

同時に、WTO関連委員会や投資関連協定関係のフォーラムで問題提起し、既存の国際ルールへの遵守の徹底を促していくことも重要である。日本政府としても、例えば、1.に記載した中国の国家標準案やインドネシアのローカルコンテンツ要求について、WTO委員会等の場で懸念を表明している。

さらに、こうした取組だけでなく、複数国間の国際フォーラムを積極的に活用し、既存の国際ルールで不十分な部分について新しい規範を作っていく可能性を検討・模索していくことも重要である。特に、強制技術移転に関する既存の国際ルールの強化の必要性については、いくつかの閣僚声明でも言及されている。例えば、2022年9月15日に発出されたG7貿易大臣声明では、「既存のツールをより効果的に用いるとともに、非市場的な政策及び慣行に対する適切な新しいツールやより強力な国際ルール及び規範を開発し、公平な競争条件の実現に向けた我々の努力を維持し、更に推進する」と述べられており、G7貿易大臣が共有する懸念の一つとして「あらゆる形態の強制技術移転」が例示されている。